

公益財団法人 古岡奨学会設立趣意書

設立者 古岡 秀人

〔(株) 学習研究社社長…設立時〕

回想すれば、私が五歳の時に、筑豊炭田の坑内事故で、父を一瞬のうちに失い、母は貧苦の生活に耐え乍ら、私ども兄妹を育ててくれました。幸に、学費が官費支給であった師範学校に入学する機縁を得て、大過なく今日に至ることができました。

高等高校を卒業していれば、今日の社会構造の中において、その人なりの才能と努力をもってすれば、十分に伍していけることは、既に産業界や文化面などの諸分野に亘って、多くの人材が活躍していることで立証されます。また、大学進学への途を志せば、資格において、それも可能であり、大学に入学すれば、多くの育英会の援助を享受することもできるでしょう。

現在の社会にあっては、最低高校卒業までは、親の子に対する責任と自覚し、吾が子への愛情が高校進学率を高めているとも言えましょう。

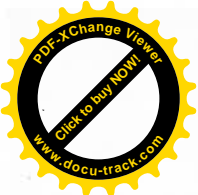
高校卒業が、人生の初期の段階のパスポートであり、進学率が高まれば高まるほど、生徒の家庭の事情が多様化することは否めません。殊に一家の大黒柱である父を、不時の交通事故とか病死などで失い、又は、やむなき事情のため離婚せざるを得なくなった母親など、不幸に直面しながらも生活を支え、子女の教育に献身しなければならない家庭も、世の中には非常に多いと仄聞しています。

こういう家庭環境にあって、母親が生活苦と闘いながら、せめて吾が子の高校卒業を心から念願し、その子もまた母親の労苦に報いるべく、向上心を持って勉学に勤しもうとする方々に対し、私は私のできる可能な範囲で、なんらかの尽力をすることができないだろうか考えた次第であります。

ここに微財を基金として、公益法人古岡奨学会を設立し、本事業を通じて、いささかなりとも国家社会に貢献する人材の育成に寄与しようとするものであります。

以上

(昭和 55 年 6 月 4 日)



公益財団法人 古岡奨学会 奨学金給与規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人 古岡奨学会 定款に基づき、奨学金給与に関する業務の的確な運営を図ることを目的とする。

(奨学金受給者の資格)

第2条 本会の奨学生となる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 母子家庭の子女（死別優先）で高等・高専学校の在学者
（定時制・通信制高校は不可）
- (2) 経済的理由で修学が困難と認められる者（年収 350 万円以下）
- (3) 志操堅固で向上心がある者（9教科5段階評価で、平均4以上）
- (4) 各都道府県公立中学校長会又は各都道府県教育委員会の指導助言により構成した団体（以下「中学校長会等」という）から推薦を受けた者

(奨学金の給与期間及び金額)

第3条 奨学金は給与するものとし、給与期間及び金額は次のとおりとする。

- (1) 奨学金給与期間 高等学校の正規の最短修業年数（3年間）
高等専門学校の3年間
- (2) 奨学金給与金額
奨学金に1年生は入学お祝金を、2年生は修学旅行補助金を、3年生は卒業お祝金を加算し、給与します。
期生の月額奨学金、入学お祝金、修学旅行補助金、卒業お祝金の金額は理事会で決定し、結果を別紙として添付する。
- (3) 海外短期留学選抜者が短期留学にかかる費用を海外短期留学支援金として給与する。

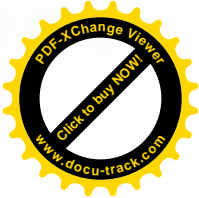
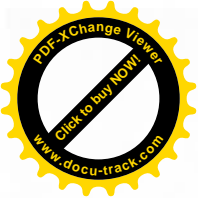
第2章 奨学金の決定及び奨学金の交付

(奨学生の推薦)

第4条 奨学金の受給を希望する者は、在学中学校長にその旨を申し出なければならない。

- 2、前第1項により、生徒から受給申し出を受けた中学校長は、別に定める推薦書を作成し、当該中学校長会に提出するものとする。
- 3、前2項により、推薦書の提出を受けた中学校長会等は、審議に上、奨学生候補者を本会に推薦するものとする。
- 4、理事長は特別の理由がある場合、特別枠として奨学生数を増やし奨学生として推薦することができる。

(奨学生の決定)



第5条 前条第3号による推薦に基づき、本気は別に定める奨学生選考委員会の選考を経て、理事会において決定し、その結果を中学校長会等を経由して本人に通知するものとする。

(奨学金の交付方法)

第6条 奨学金は、その年額を3回に分け、毎年5月、9月、1月に一定日に交付する。

- 2、奨学金の交付は、郵便事業株式会社に委託して行うものとする。但し、特に必要があると認めた時は、在学学校長に委託することがある。

(奨学金受領書の提出)

第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度直ちに、所定の奨学金受領書を本会理事長宛に提出しなければならない。

(学業生成及び生活状況の報告)

第8条 奨学生は、毎年度末、学業生成証明書及び修学調査等の書類を本会理事長宛に提出しなければならない。

(異動届)

第9条 奨学生は、次の各号の1に該当する場合は、直ちに本会理事長宛に届け出なければならない。

- (1) 転学、休学、復学、又は退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき

(奨学生の休止及び停止)

第10条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2、奨学生の学業が、又は素行等の状況により、指導上必要でありと認められたときは、在学学校長と協議の上、奨学金の交付を停止することがある。

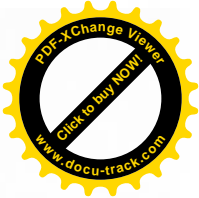
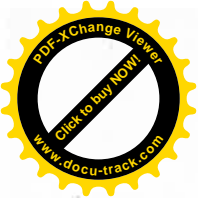
(奨学金の復活)

第11条 前提の規定により、奨学金の交付を休止し、又は停止された者が、その理由が止み、在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学金が次の各号の1に該当するときは、在学学校長と協議の上、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷病等のため、成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績が著しく低下したとき
- (3) 学校内、又は学校外の秩序をみだす等の行為があったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 在学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (6) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき
- (7) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき



- (8) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき
- (9) 母親が再婚したとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

第14条 本会は奨学生の資質向上を図るため、必要適切な措置を講ずるとともに、指導を行うものとする。

第4章 補則

(実施細目)

第15条 この規定の実施については必要な事項は、理事会において別に定める。

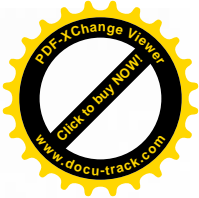
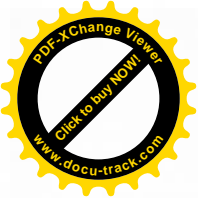
付則

この規定は、平成25年6月21日から実施する。また奨学生数も35期生から60名増員し1学年300名とする。(但し3ヶ年間35期生～37期生まで)

「奨学会設立40周年記念事業」の一環として、平成28年度第37期生から奨学生数を20名増員し320名に変更する。

「奨学会設立40周年記念事業」の一環として、平成31年度第40期生から奨学生数を40名増員し360名に変更する。

昭和60年3月	一部変更
平成2年7月	々
平成10年3月	々
平成20年9月	々
平成23年11月	々
平成25年6月	々
平成26年3月	々
平成27年3月	々
2018年6月	々



別紙

公益財団法人 古岡奨学会 奨学金給与規定

2021年7月1日

令和4年度（2022年度）採用 第43期生に対し、下記の奨学金、お祝金を給与することを約す。

(1) 給与人数 360名

(2) 給与奨学金

① 第一学年	月額奨学金	16,000円
	入学お祝金	50,000円
② 第二学年	月額奨学金	16,000円
	修学旅行補助金	50,000円
③ 第三学年	月額奨学金	16,000円
	卒業お祝金	50,000円

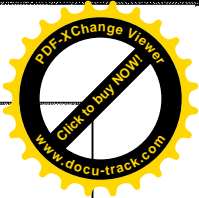
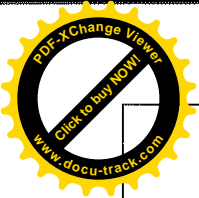
□3年間合計金額 726,000円

(3) グローバルに活躍できる人材育成支援として

- ① 古岡奨学会独自の海外短期留学制度選抜者に対し、海外留学にかかる費用を別途支援する。
- ② 東京都英語村英語研修（TGG）選抜者に対し、かかる費用を別途支援する。
- ③ 文科省SGH（スーパーグローバルハイスクール）指定校独自の海外研修に選抜された者に上限20万円の参加費を支援する。（海外研修募集要項が必要）
- ④ 各省庁：行政または自治体、もしくは公の機関等が企画した高校生向けの「リターン・養成プログラム」等の海外研修も対象とし、選抜された者に上限20万円の参加費を支援する。（海外研修募集要項が必要）

*①～④いずれか1つを支援

*③、④は募集要項の提出を義務付け、そのプログラムが当財団の「グローバルに活躍できる人材育成策」に適しているか判断する。



奨学生推薦書

公益財団法人 古岡奨学会 代表理事 宮原 博昭 殿

下記の者を貴会の奨学生として適当と認め推薦いたします。

(西暦) 年 月 日

都・道・府・県 中学校長会長

印

被推薦 生徒欄	フリガナ				在籍中学校	校名	立 中学校	
	氏名					所在地	〒	
	生年月日	(西暦)	年	月		日生	電話番号	()
	性別	男・女	保護者との関係			第1志望	高校	
	現住所	〒				志望高校	第2志望	高校

※建物名や部屋番号もご記入ください。

※通信制・定時制高校への進学は奨学金給与の対象外となりますのでご注意ください。

同上 保護者(母)欄	フリガナ				生年月日	(西暦)		
	氏名					年	月	日生
	現住所	〒						
	自宅電話	()			携帯電話	()		
	年収	(概算でよく証明不要) 約 万円			職業			
	母以外の家族	生徒との関係	氏名	年令	勤め先または在籍学校名	同居・非同居の別		
					同・非			
					同・非			
					同・非			
					同・非			
					同・非			
					同・非			

※奨学会注記 保護者の年収欄は概算を記入、証明書等の必要はありません。

